

新型コロナウイルス感染症対策にかかる会議の運営について

兵庫県を対象区域として発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、兵庫県議会としての対応等を調整するため、各会派代表者会議運営要綱第2条第3号により、各会派代表者会議を「兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議」として下記の通り運営する。

1 名称

「兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議」と称する。

2 所掌事務

- (1) 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）にかかる情報収集、議会内情報共有に関する事。
- (2) 感染症対策に係る常任委員会、その他の会議の調整に関する事。
- (3) 感染症に関する当局、国等への要望等に関する事。
- (4) その他、議長において必要認める事項

3 設置期間

- (1) 会議は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されている期間、設置する。
- (2) 緊急事態宣言解除後においては、引き続き会議の開催が必要と認めるときは、必要な期間延長することができる。

4 招集

- (1) 会議の招集は議長が行う。
- (2) 各会派の代表者は必要があると認めるときは、議長に会議の開催を求めることができる。
- (3) 会議は、原則、毎週金曜日（16:00～17:00）に開催する。開催の有無については、事前に構成員に連絡するものとする。また、必要があると認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

5 会議の公開

- (1) 会議は、原則として報道関係者に公開するものとする。
- (2) 一般傍聴は認めない。

6 その他

その他の会議の運営に関する事項については、各会派代表者会議運営要綱のとおりとする。